

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三好市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

三好市長

公表日

令和3年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、三好市の後期高齢者医療被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付に関する各申請書の受付、情報等の処理・管理並びに各申請書及び情報等を徳島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)へ送付している。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第25号)、三好市後期高齢者医療に関する条例に基づき、次の事務で取り扱う。</p> <p>【資格管理事務】</p> <p>①住民基本台帳情報、住登外登録情報、生活保護受給情報等を広域連合へ送信することにより、資格の取得や変更及び喪失に関する事務を行う。また、障害認定や被保険者資格に関する申請書を受け付け、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)へ入力後、広域連合へ送付する。</p> <p>②標準システムで作成された被保険者証を交付する。</p> <p>【保険料賦課事務】</p> <p>①保険料の賦課に必要な所得情報や簡易申告書で得た情報を標準システムにより広域連合へ送信する。</p> <p>②広域連合で決定した保険料額に基づき、徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を行うとともに、被保険者に保険料額決定通知書を送付する。普通徴収の場合は、保険料額決定通知書及び納付書を送付する。</p> <p>【保険料徴収事務】</p> <p>①保険料の収納処理、督促、催告等の各種通知書送付。</p> <p>②保険料の過誤納金の還付・充当処理。</p> <p>③保険料の収納管理、滞納管理により、滞納者に対して送付相談等を実施。</p> <p>④保険料の口座振替情報管理</p> <p>⑤保険料の期割・収納・滞納情報を広域連合へ送付。</p> <p>【保険給付事務】</p> <p>①保険給付に関する各種申請を受け付け、標準システムに必要な事項を入力後、申請書等を広域連合へ送付。</p> <p>②特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請受付及び交付。</p> <p>【その他】</p> <p>番号法別表第2に基づいて、後期高齢者医療に関する事務について、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報についての情報連携を行う。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム 徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
資格情報ファイル、交換情報データファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、宛名・納付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第1第59項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 <p>(提供)別表第2における情報提供の根拠 別表第2の80及び83の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第43条</p> <p>(照会)別表第2における情報照会の根拠 別表第2の82の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	環境福祉部 保険医務課
②所属長の役職名	保険医務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三好市役所保医県医務課 〒778-8501 三好市池田町シンマチ1500-2 電話番号 0883-72-7613
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三好市役所保医県医務課 〒778-8501 三好市池田町シンマチ1500-2 電話番号 0883-72-7613

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

